

# 衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 25. 5. 29 第 183 回国会第 15 号

5 月 29 日（水）、第 15 回の委員会が開かれました。

## 1 生活保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 70 号）

生活困窮者自立支援法案（内閣提出第 71 号）

子どもの貧困対策法案（中根康浩君外 8 名提出、衆法第 19 号）

子どもの貧困対策の推進に関する法律案（藺浦健太郎君外 1 名提出、衆法第 20 号）

- ・参考人から意見を聴取することに協議決定しました。
- ・田村厚生労働大臣、坂本総務副大臣、榊屋厚生労働副大臣、山際内閣府大臣政務官、とかしき厚生労働大臣政務官、丸川厚生労働大臣政務官、山本内閣法制局長官及び政府参考人並びに提出者山井和則君（民主）、藺浦健太郎君（自民）及び古屋範子君（公明）に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

### 田中英之君（自民）

- ・不正受給対策強化のため福祉事務所の調査権限を拡大するのはよいが、その際には個人情報やプライバシーの保護を徹底していく必要があると考えるが、いかがか。
- ・生活に必要な形で生活保護費を使うことは当然であり、費消したりして家賃の未払いが生ずることについて、代理納付を更に推進すべきではないか。

### 新谷正義君（自民）

- ・生活保護法の趣旨を考えれば後発医薬品があるものについては医療扶助における後発医薬品の使用を義務づけるべきではないか。
- ・子どもの貧困対策については、地域の実情に応じた現物給付を主体とする適切な支援を行っていく必要があると考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

### 古屋範子君（公明）

- ・生活保護の申請手続の法定化により従来認められていた口頭での申請が認められなくなる等、申請が厳格化されるのではないかと懸念に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・公明党の提案した指定医療機関の見直し及び後発医薬品の使用促進について、生活保護法改正案における対応状況を伺いたい。
- ・福祉事務所の事務負担の増加に対応し、生活保護受給者に対する適正な支援を行うため、ケースワーカーの増員などの体制整備を図る必要があると考えるが、厚生労働省の見解を伺いたい。

### 横路孝弘君（民主）

- ・新たな生活困窮者自立支援制度についてどの位の規模の対象者を予定しているか。経済的困窮者だけでなく社会的要因による困窮者への対策、ソーシャルインクルージョン対策も行うべきではないか。
- ・生活保護法による指定医療機関の取消しを受けるような悪質な医療機関に対しては、健康保険医療機関の指定の取消しも検討すべきではないか。
- ・子どもの貧困を解消するため、具体的に数値の目標をもって取り組むべきではないか。

### 長妻昭君（民主）

- ・生活保護の開始の申請に当たっての申請書の提出等について規定する改正法案第 24 条が、現在の運用と同内容であるのならば、詳細な内容を法律に明記する必要性はないと考える。法案の第 24 条改正部分を削除すべきではないか。
- ・総務省において消費者物価指数（CPI）を算出する際に用いられる統計的手法と厚生労働省において生活扶助相当 CPI を算出する際に用いる手法とは異なっている。総務省の手法で算出すべきではないか。
- ・生活保護法改正案では扶養義務者に対して報告を求めることができるとしているが、現行の扶養照会と比べてその対象範囲が拡大してしまうのではないか。

## 柏倉 祐司君（みんな）

- ・年金支給額及び最低賃金の水準から見て生活保護支給額の水準は適正か厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・生活保護の支給水準を引き下げつつ支給要件を緩和することにより受給を容易にすることについて厚生労働省の見解を伺う。
- ・外国の例にみられるように生活保護制度において扶養義務者に収入要件を設定した上で、扶養義務者の履行をしっかり求めるべき考えるが、厚生労働省の見解を伺う。

## 山井 和則君（民主）

- ・大阪市で起きた母子餓死事件の事実関係について伺いたい。また、こうした事件の再発防止のためには、生活に困窮した際には生活保護制度があることを厚生労働大臣自らが情報発信していく必要があるのではないかと。
- ・生活保護家庭の高校生がアルバイトした場合、今回の勤労控除の見直しでどれくらい手取り額が増えるのか伺いたい。
- ・今こそ子どもの貧困対策に関する法律案を成立させるべきである。子どもの貧困率を改善させていくことについて、厚生労働大臣の決意を伺いたい。

## 足立 康史君（維新）

- ・子どもの貧困対策に関する与党案と野党案について、具体的な数値目標を法律に明記することに対する両衆法の提出者の考え方を伺いたい。
- ・生活保護と最低賃金、雇用保険及び高齢基礎年金との制度間の不整合が不公平感やモラルハザードにつながっていると考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。また、これらの制度間の不整合は、いつから発生し、どのような原因が考えられるのか伺いたい。
- ・年金制度の補完措置となっている高齢者に対する生活保護制度については、別の福祉制度に変更する必要があるのではないかと。

## 新原 秀人君（維新）

- ・憲法第25条で規定する「最低限度の生活」は時代や社会に応じて変化すると考えられるが、現在の「最低限度の生活」の水準について厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・生活保護から脱却しやすくなるよう、生活保護受給者並みの収入しかない生活困窮者については国民健康保険の保険料を免除するべきではないか。
- ・相対的貧困率を子どもの貧困に関する指標とすることの妥当性について、両衆法の提出者にそれぞれお伺いする。

## 伊東 信久君（維新）

- ・経済的理由から妊婦健康診査を受けられないことがないように対策を取るべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺う。
- ・生活保護を悪用する医療機関を排除できるよう指定医療機関の要件をより厳格にする必要があると考えるが、いかがか。
- ・医療扶助に後発医薬品の使用を義務付けるということに対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

## 高橋 千鶴子君（共産）

- ・憲法第25条に基づく生活保護法第1条及び第3条にあるこの法律の目的等の基本理念は、今回の改正後もその趣旨は変わらないことの確認とその意義について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・生活保護の相談に対する申請の率は約50%程度であり、申請時に資料の提出を義務付ける改正法案第24条を設けることにより、更に申請しにくくなるのではないかと。
- ・不正受給の状況について分析を行う必要性と、単に届出をしていなかった等の事例には重い罰則を科すのかどうか確認したい。